

# 環境農林水産常任委員会資料

令和5年12月6日

環境森林部



## 【予算議案】

ページ

- 議案第 1 号 令和 5 年度宮崎県一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 3 3 号 令和 5 年度宮崎県一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 3 4 号 令和 5 年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 3 5 号 令和 5 年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第 1 号）
  - ・令和 5 年度環境森林部歳出予算（課別） 4
  - ・繰越明許費補正（追加、変更） 5～6
  - ・債務負担行為補正（追加） 7
  - ・人件費補正 8
  - ・令和 5 年度 1 1 月補正歳出予算説明資料（1 1 月補正予算に係る事業） 1 0～3 9

## 【特別議案】

- 議案第 6 号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について 4 0～4 7
- 議案第 1 7 号 公の施設の指定管理者の指定について 4 8～5 3  
（宮崎県林業技術センター）
- 議案第 1 8 号 公の施設の指定管理者の指定について 5 4～5 9  
（宮崎県川南遊学の森）
- 議案第 1 9 号 公の施設の指定管理者の指定について 6 0～6 5  
（宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森）
- 議案第 2 0 号 公の施設の指定管理者の指定について 6 6～7 1  
（宮崎県諸県県有林共に学ぶ森）

# 1 議案（予算議案）

- 【議案第 1 号】 令和 5 年度宮崎県一般会計補正予算（第 5 号）**  
**【議案第 3 3 号】 令和 5 年度宮崎県一般会計補正予算（第 6 号）**  
**【議案第 3 4 号】 令和 5 年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第 1 号）**  
**【議案第 3 5 号】 令和 5 年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第 1 号）**

令和 5 年度環境森林部歳出予算（課別）

（単位：千円）

会計名	課 名	令和 5 年度						令和 4 年度		
		補正前の額 A	補正額				補正後の額 G=A+F	当初予算額	最終予算額	
			議案第 1 号 B	議案第 3 3 号 C	議案第 3 4 号 D	議案第 3 5 号 E				F = B+C+ D + E
一 般 会 計	環 境 森 林 課	3,072,979	75,000	96,897	0	0	171,897	3,244,876	2,393,709	2,573,625
	環 境 管 理 課	353,148	7,215	446	0	0	7,661	360,809	363,745	322,974
	循 環 社 会 推 進 課	538,015	0	2,835	0	0	2,835	540,850	511,519	502,928
	自 然 環 境 課	3,741,106	945,000	842,968	0	0	1,787,968	5,529,074	3,798,703	6,818,350
	森 林 経 営 課	10,114,730	0	2,357,794	0	0	2,357,794	12,472,524	8,785,992	10,275,369
	山 村 ・ 木 材 振 興 課	3,282,626	0	1,334	0	0	1,334	3,283,960	4,077,716	3,814,741
	小 計	21,102,604	1,027,215	3,302,274	0	0	4,329,489	25,432,093	19,931,384	24,307,987
特 別 会 計	山林基本財産 森 林 経 営 課	125,317	0	0	115	0	115	125,432	140,345	124,062
	拡大造林事業 森 林 経 営 課	208,832	0	0	0	734	734	209,566	214,698	121,932
	林業改善資金 山 村 ・ 木 材 振 興 課	901,832	0	0	0	0	0	901,832	902,868	907,145
	小 計	1,235,981	0	0	115	734	849	1,236,830	1,257,911	1,153,139
環境森林部 合計		22,338,585	1,027,215	3,302,274	115	734	4,330,338	26,668,923	21,189,295	25,461,126

# 1 議案（予算議案）

## 繰越明許費補正（議案第1号関係）

（追加）

主管課	事業名	繰越額(千円)	完成予定年月日	繰越理由
自然環境課	治山施設災害復旧事業	188,444	令和6年12月25日	工法の検討等に日時を要したことによるもの。
	小計	188,444		
森林経営課	山のみち地域づくり 交付金事業	60,000	令和6年11月30日	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。
	小計	60,000		
合計		248,444		

（変更）

主管課	事業名	繰越額(千円)		完成予定年月日	繰越理由
		補正前	補正後		
自然環境課	山地治山事業	769,226	1,215,265	令和6年12月25日	工法の検討等に日時を要したことによるもの。
	小計	769,226	1,215,265		
森林経営課	地方創生道整備 推進交付金事業	356,000	875,502	令和6年11月30日	用地交渉等に日時を要したことによるもの。
	森林環境保 全整備事業	68,000	154,000	令和6年11月30日	用地交渉等に日時を要したことによるもの。
	小計	424,000	1,029,502		
合計		1,193,226	2,244,767		

# 1 議案（予算議案）

## 繰越明許費補正（議案第33号関係）

### （追加）

主管課	事業名	繰越額(千円)	完成予定年月日	繰越理由
自然環境課	盛土防災総合推進事業	24,448	令和6年12月25日	国の補正予算の関係により、工期が不足することによるもの。
	小計	24,448		
森林経営課	森林整備事業	2,209,339	令和6年12月25日	国の補正予算の関係により、工期が不足することによるもの。
	小計	2,209,339		
合計		2,233,787		

### （変更）

主管課	事業名	繰越額(千円)		完成予定年月日	繰越理由
		補正前	補正後		
自然環境課	山地治山事業	1,215,265	2,009,965	令和6年12月25日	国の補正予算の関係等により、工期が不足することによるもの。
	小計	1,215,265	2,009,965		
森林経営課	森林環境保全事業	154,000	301,000	令和6年12月25日	国の補正予算の関係等により、工期が不足することによるもの。
	小計	154,000	301,000		
合計		1,369,265	2,310,965		

## 1 議案（予算議案）

### 債務負担行為補正（議案第1号関係） （追加）

事項	期間	限度額
		千円
（環境森林課） 宮崎県川南遊学の森管理運営委託費	令和5年度から 令和10年度まで	35,825
（森林経営課） 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理運営委託費	令和5年度から 令和10年度まで	164,410
宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理運営委託費	令和5年度から 令和10年度まで	14,335
宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設） 管理運営委託費	令和5年度から 令和10年度まで	157,435

# 1 議案（予算議案）

## 人件費補正（議案第33号、34号、35号関係）

（単位：千円）

会計名	課名	補正前の額 A	補正額			補正後の額 A+E		
			議案第33号 B	議案第34号 C	議案第35号 D			
一般 会 計	環境森林課	1,706,520	27,897	0	0	27,897	1,734,417	
	環境管理課	6,043	446	0	0	446	6,489	
	循環社会推進課	62,740	2,835	0	0	2,835	65,575	
	自然環境課	41,568	2,820	0	0	2,820	44,388	
	森林経営課	29,047	1,455	0	0	1,455	30,502	
	山村・木材振興課	19,500	1,334	0	0	1,334	20,834	
	小計	1,865,418	36,787	0	0	36,787	1,902,205	
特別 会計	山林基本 財	森林経営課	1,605	0	115	0	115	1,720
	拡大造 林業	森林経営課	10,689	0	0	734	734	11,423
	小計	12,294	0	115	734	849	13,143	
環境森林部 合計		1,877,712	36,787	115	734	37,636	1,915,348	





会 計	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財 源 内 訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
環境森林課	75,000	75,000	0	0	3,072,979	3,147,979	2,393,709	2,573,625
一般会計	75,000	75,000	0	0	3,072,979	3,147,979	2,393,709	2,573,625

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	75,000	75,000	0	0	3,072,979	3,147,979	2,393,709	2,573,625
(款) 衛生費	75,000	75,000	0	0	1,048,567	1,123,567	339,818	553,910
(項) 環境衛生費	75,000	75,000	0	0	1,048,567	1,123,567	339,818	553,910
(目) 環境保全費	75,000	75,000	0	0	750,173	825,173	49,108	263,370
(事項) 地球温暖化防止対策費	75,000	75,000	0	0	707,433	782,433	14,763	229,727

(説明) 地球温暖化を防止するための対策に要する経費(国庫補助決定に伴う補正)

1 県有施設LED照明導入事業

75,000 (国定額)

# 県有施設LED照明導入事業

環境森林課 75,000千円

【財源：国庫(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)】

## 事業の目的

温室効果ガス削減効果の高い照明のLED化を、県有施設においてリース方式により取り組み、初期投資を抑えながら温室効果ガス排出削減を実現する。

## 事業の概要

### (1) 事業内容

リース方式により執務室等の照明をLED化するに当たり、リース会社に設置費用の一部を補助

対象施設：林業技術センター（本館、研修館等）  
各保健所（6カ所）  
各福祉こどもセンター（3カ所）

### (2) 事業スキーム



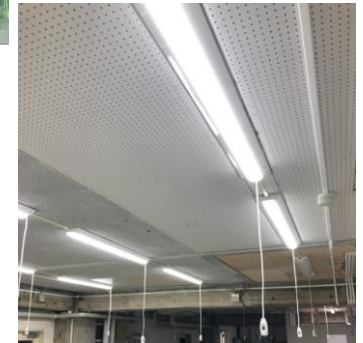
### (3) 成果指標

温室効果ガス排出量削減 120 t-CO<sub>2</sub>/年  
光熱費削減 6,700千円/年

## 【LED照明への更新事例】



(日向県税事務所)



(議会棟)

## 事業の期間

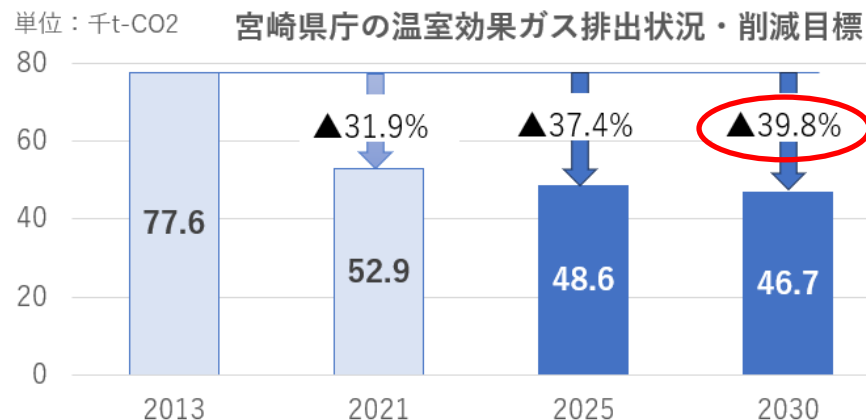
令和5年度

## 【別紙】

# 県有施設LED照明導入事業

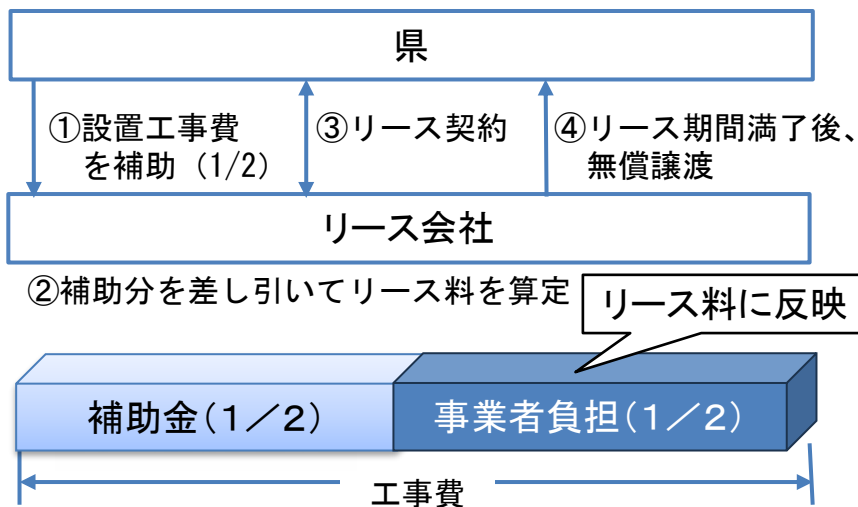
### 現状と課題

- ・ 県庁の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量について、2030年度までに39.8%削減（13年度比）する目標を設定
- ・ 現状からさらに排出量を削減し、削減目標を達成するには、省エネ効果の高いLED照明への更新が不可欠
- ・ 現在、LED更新が完了している県有施設は、総合庁舎や一部の単独庁舎など

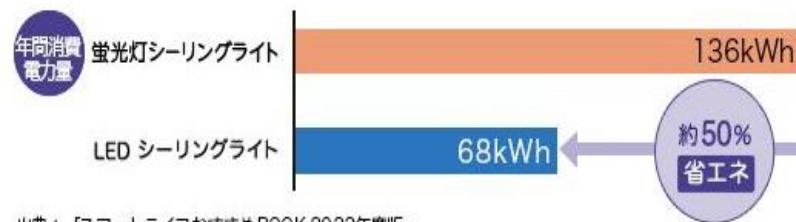


### 事業内容及び効果

#### 【事業スキーム】



#### 【LED更新の省エネ効果】



- ・ 対象施設の照明に係る電力使用料が半減し、電気料金及びCO<sub>2</sub>排出量を大きく削減
- ※ CO<sub>2</sub>削減量は知事部局の電力由来排出量の1.3%に相当

会計	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
環境森林課	96,897	69,000	0	27,897	3,147,979	3,244,876	2,393,709	2,573,625
一般会計	96,897	69,000	0	27,897	3,147,979	3,244,876	2,393,709	2,573,625

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	96,897	69,000	0	27,897	3,147,979	3,244,876	2,393,709	2,573,625
(款) 衛生費	74,126	69,000	0	5,126	1,123,567	1,197,693	339,818	553,910
(項) 環境衛生費	74,126	69,000	0	5,126	1,123,567	1,197,693	339,818	553,910
(目) 環境衛生総務費	4,833	0	0	4,833	298,394	303,227	290,710	290,540
(事項) 職員費	4,833	0	0	4,833	298,394	303,227	290,710	290,540
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(目) 環境保全費	69,293	69,000	0	293	825,173	894,466	49,108	263,370
(事項) 地球温暖化防止対策費	69,293	69,000	0	293	782,433	851,726	14,763	229,727
(説明) 地球温暖化を防止するための対策に要する経費(国の補正予算等に伴う補正)								
1 省エネ家電導入支援事業					69,000	(国定額)		
(款) 農林水産業費	22,771	0	0	22,771	2,022,846	2,045,617	2,022,450	1,993,274
(項) 林業費	22,771	0	0	22,771	2,022,846	2,045,617	2,022,450	1,993,274
(目) 林業総務費	22,575	0	0	22,575	1,408,526	1,431,101	1,428,394	1,387,477
(事項) 職員費	22,390	0	0	22,390	1,397,170	1,419,560	1,417,073	1,376,457
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 連絡調整費	185	0	0	185	10,804	10,989	10,769	10,468
(説明) 部内及び出先機関との連絡調整に要する経費(給与改定に伴う補正)								

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(目) 林業振興指導費	196	0	0	196	614,320	614,516	594,056	605,797
(事項) 元気な森林・林業・山村づくり推進事業費	196	0	0	196	24,992	25,188	22,205	21,692
(説明) 森林・林業長期計画の推進に要する経費（給与改定に伴う補正）								





会 計	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財 源 内 訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
環境管理課	7,215	0	3,607	3,608	353,148	360,363	363,745	322,974
一般会計	7,215	0	3,607	3,608	353,148	360,363	363,745	322,974
		繰入金	3,607					

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	7,215	0	3,607	3,608	353,148	360,363	363,745	322,974
(款) 衛生費	7,215	0	3,607	3,608	353,148	360,363	363,745	322,974
(項) 環境衛生費	7,215	0	3,607	3,608	353,148	360,363	363,745	322,974
(目) 環境保全費	7,215	0	3,607	3,608	353,148	360,363	363,745	322,974
(事項) 水質保全費	7,215	0	3,607	3,608	47,012	54,227	47,448	43,315
		繰入金	3,607					

(説明) 特定事業場の排水規制、水質汚濁監視など公共用水域及び地下水の水質保全に要する経費（P F A S緊急調査に伴う補正）

1 水質環境基準等監視事業	7,215
⑧ (1) 県内河川等におけるP F A S存在状況緊急調査事業	7,215

# 新 県内河川等におけるPFAS存在状況緊急調査事業

環境管理課 7,215千円  
【財源：産業廃棄物税基金、一般財源】

## 事業の目的

健康被害が懸念されている有機フッ素化合物（PFAS）について、県内全域の河川や地下水を網羅的に調査することで存在状況を把握する。

## 事業の概要

### (1) 事業内容

県内全域PFAS測定 7,215千円

県内全域の河川や地下水を対象として、PFASの一種であるPFOS、PFOA、PFHxSの測定を行う。

【測定地点数】152地点（河川：95地点、地下水：57地点）

※ 今回の調査で国が設定した指針値を超えた地点は、汚染源の調査や飲用水としての利用に対する指導などの実施を検討。

### (2) 事業の仕組み

県  民間企業等

### (3) 成果指標

PFAS測定地点数 現状（令和5年度）6地点 → 152地点



## 事業の期間

令和5年度

# 【別紙】**新** 県内河川等におけるPFAS存在状況緊急調査事業

## 現状と課題

### 【現状】

- ・PFASは環境中で分解されにくく生物への蓄積性が高い化学物質で、発がん性等の有害性が懸念されている。近年、全国各地の河川や地下水から検出され、全国で急速に不安が広がっている。
- ・国はPFASの有害性に関する科学的知見の集積等を行い、水環境中の目標値等のあり方等を検討することとしており、今年7月に開催された国の専門家会議では、都道府県等に対し環境モニタリングを強化するよう方針が示されたことから、県内全域のPFASの存在状況を把握する必要がある。

### 【課題】

- ・今年度の県内測定計画地点が河川6地点に限られており、全県的なPFASの存在状況が十分に把握できていない。

## 事業内容及び効果

### 【事業内容】

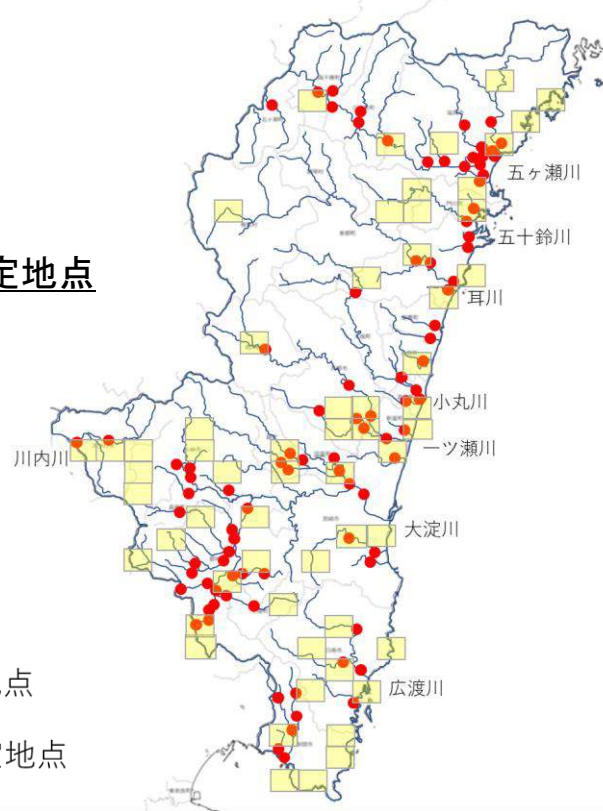
- ・県内全域の河川や地下水 合計152地点を網羅的に調査する。

### 【効果】

- ・県内全域のPFAS存在状況を把握
- ・汚染源調査や飲用指導等の対策検討

河川水・地下水の  
安全・安心の向上

### PFAS測定地点



会 計	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財 源 内 訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
環境管理課	446	0	0	446	360,363	360,809	363,745	322,974
一般会計	446	0	0	446	360,363	360,809	363,745	322,974

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	446	0	0	446	360,363	360,809	363,745	322,974
(款) 衛生費	446	0	0	446	360,363	360,809	363,745	322,974
(項) 環境衛生費	446	0	0	446	360,363	360,809	363,745	322,974
(目) 環境保全費	446	0	0	446	360,363	360,809	363,745	322,974
(事項) 大気保全費	123	0	0	123	78,117	78,240	86,558	83,299
(説明) ばい煙等の排出規制、大気汚染監視など大気保全に要する経費（給与改定に伴う補正）								
(事項) 放射能測定調査費	165	0	0	165	12,986	13,151	13,349	15,346
(説明) 放射能の測定調査に要する経費（給与改定に伴う補正）								
(事項) 公害保健対策費	158	0	0	158	94,742	94,900	96,106	63,413
(説明) 公害健康被害者救済及び指定地区住民の健康観察検診、保健指導等に要する経費（給与改定に伴う補正）								

令和5年度 11月補正 (追加)

歳出予算説明資料 (課別総括表)

循環社会推進課

(単位：千円)

会 計	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財 源 内 訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
循環社会推進課	2,835	0	0	2,835	538,015	540,850	511,519	502,928
一般会計	2,835	0	0	2,835	538,015	540,850	511,519	502,928



(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	2,835	0	0	2,835	538,015	540,850	511,519	502,928
(款) 衛生費	2,835	0	0	2,835	538,015	540,850	511,519	502,928
(項) 環境衛生費	2,835	0	0	2,835	538,015	540,850	511,519	502,928
(目) 環境保全費	2,835	0	0	2,835	538,015	540,850	511,519	502,928
(事項) 産業廃棄物処理対策推進費	2,835	0	0	2,835	428,306	431,141	411,079	415,966

(説明) 産業廃棄物の適正処理の確保に要する経費(給与改定に伴う補正)

会 計	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財 源 内 訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
自然環境課	945,000	600,000	310,500	34,500	3,741,106	4,686,106	3,798,703	6,818,350
一般会計	945,000	600,000	310,500	34,500	3,741,106	4,686,106	3,798,703	6,818,350
		県債	310,500					

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	945,000	600,000	310,500	34,500	3,741,106	4,686,106	3,798,703	6,818,350
(款) 農林水産業費	945,000	600,000	310,500	34,500	3,195,398	4,140,398	3,178,508	5,872,467
(項) 林業費	945,000	600,000	310,500	34,500	3,195,398	4,140,398	3,178,508	5,872,467
(目) 治山費	945,000	600,000	310,500	34,500	2,935,781	3,880,781	2,923,603	5,630,742
(事項) 緊急治山事業費	945,000	600,000	310,500	34,500	147,946	1,092,946	147,946	2,314,703
		県債	310,500					

(説明) 公共災害関連緊急治山事業に要する経費(台風第6号における災害復旧等に伴う補正)

- |              |         |               |
|--------------|---------|---------------|
| 1 災害関連緊急治山事業 | 900,000 | (国2/3 県1/3)   |
| 2 事務費        | 45,000  | 竹屋敷(高原町)ほか4箇所 |

会 計	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財 源 内 訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
自然環境課	842,968	391,224	415,700	36,044	4,686,106	5,529,074	3,798,703	6,818,350
一般会計	842,968	391,224	415,700	36,044	4,686,106	5,529,074	3,798,703	6,818,350
		県債	415,700					

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	842,968	391,224	415,700	36,044	4,686,106	5,529,074	3,798,703	6,818,350
(款) 農林水産業費	842,968	391,224	415,700	36,044	4,140,398	4,983,366	3,178,508	5,872,467
(項) 林業費	842,968	391,224	415,700	36,044	4,140,398	4,983,366	3,178,508	5,872,467
(目) 治山費	841,537	391,224	415,700	34,613	3,880,781	4,722,318	2,923,603	5,630,742
(事項) 山地治山事業費	794,700	379,000	415,700	0	2,192,774	2,987,474	2,192,774	2,830,834
		県債	415,700					
(説明) 公共山地治山事業に要する経費(国の補正予算等に伴う補正)								
1 復旧治山事業					451,800	(国1/2 県1/2)		
2 予防治山事業					61,200	下鶴谷地区(椎葉村)外5箇所 (国1/2 県1/2)		
3 防災林造成事業					57,000	佐別当地区(日之影町) (国1/2 県1/2)		
4 地すべり防止事業					188,000	外浜地区(日南市) (国1/2 県1/2)		
5 事務費					36,700	中尾地区(諸塚村)外1箇所		
(事項) 県単治山事業費	21,000	0	0	21,000	74,582	95,582	74,582	155,082
(説明) 県が実施する国庫補助対象とならない小規模な災害復旧及び治山施設の維持管理等に要する経費(国の補正予算等に伴う補正)								
1 治山施設計画調査事業					21,000			
(事項) 保安林管理事業費	1,389	0	0	1,389	42,755	44,144	40,035	34,546
(説明) 保安林の指定・解除等の整備管理に要する経費(給与改定に伴う補正)								

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(事項) 盛土防災総合推進費	24,448	12,224	0	12,224	5,000	29,448	0	58,036
(説明) 盛土規制法に関する応急対策に要する経費(国の補正予算等に伴う補正)								
1 盛土防災総合推進事業 24,448 (国1/2 県1/2)								
(目) 狩猟費	1,431	0	0	1,431	119,228	120,659	114,516	104,632
(事項) 鳥獣保護費	1,431	0	0	1,431	32,701	34,132	32,719	31,989
(説明) 野生鳥獣の保護に要する経費(給与改定に伴う補正)								



会計	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
森林経営課	2,358,643	1,709,004	648,149	1,490	10,448,879	12,807,522	9,141,035	10,521,363
一般会計	2,357,794	1,709,004	647,300	1,490	10,114,730	12,472,524	8,785,992	10,275,369
		県債	647,300					
特別会計	849	0	849	0	334,149	334,998	355,043	245,994
山林基本財産特別会計	115	0	115	0	125,317	125,432	140,345	124,062
		財産収入	115					
拡大造林事業特別会計	734	0	734	0	208,832	209,566	214,698	121,932
		財産収入	734					



(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	2,357,794	1,709,004	647,300	1,490	10,114,730	12,472,524	8,785,992	10,275,369
(款) 農林水産業費	2,357,794	1,709,004	647,300	1,490	6,250,418	8,608,212	6,218,680	7,708,057
(項) 林業費	2,357,794	1,709,004	647,300	1,490	6,250,418	8,608,212	6,218,680	7,708,057
(目) 林業振興指導費	1,344	0	0	1,344	460,510	461,854	441,952	528,562
(事項) 森林計画樹立費	139	0	0	139	56,534	56,673	67,854	159,816
(説明) 森林法に基づく地域森林計画の樹立及び適正な森林管理の推進に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 森林情報高度利用推進費	106	0	0	106	16,196	16,302	16,169	15,200
(説明) 森林経営管理制度など森林・林業行政推進のための森林情報の効率的な利用に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 林業普及指導費	139	0	0	139	13,255	13,394	13,223	11,476
(説明) 林業技術の改善向上及び林業経営の合理化推進指導に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 林業担い手育成研修費	945	0	0	945	118,667	119,612	97,532	92,929
(説明) 実践的な知識や技術・技能を身に付け、即戦力となる人材の養成に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(事項) ひなもり台県民ふれあいの森等管理費	15	0	0	15	49,296	49,311	47,500	45,461
(説明) ひなもり台県民ふれあいの森等管理運営に要する経費(給与改定に伴う補正)								

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度				
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額	
		国庫支出金	その他特定	一般財源					
(目) 造林費	2,209,339	1,639,004	570,300	35	3,251,506	5,460,845	3,208,095	4,265,350	
(事項) 森林整備事業費	2,209,339	1,639,004	570,300	35	2,182,832	4,392,171	2,182,832	3,265,899	
		県債	570,300						
(説明) 造林、保育、作業道開設等の森林整備に要する経費(国の補正予算等に伴う補正)									
1 指導監督費					20,000	(国3/10 県7/10)			
2 森林環境保全直接支援事業					2,092,000	(国3/10 県2/10 森林所有者等5/10, 国3/10 県1/10 森林所有者等6/10)			
3 特定森林再生事業					97,339	(国3/10 県1/10 森林所有者等6/10)			
(目) 林道費	147,000	70,000	77,000	0	2,436,437	2,583,437	2,468,409	2,815,889	
(事項) 森林環境保全整備事業費	147,000	70,000	77,000	0	313,080	460,080	284,780	465,950	
		県債	77,000						
(説明) 持続可能な林業経営のための森林施業に必要な路網整備に要する経費(国の補正予算等に伴う補正)									
1 森林資源循環利用林道整備事業					147,000				
(1) 県営事業					147,000	(国1/2 県1/2, 国4.5/10 県5.5/10, 県単) 糸郷谷線(西都市)外1路線			
(目) 林業試験場費	111	0	0	111	101,965	102,076	100,224	98,256	
(事項) 林業技術センター管理運営費	111	0	0	111	101,965	102,076	100,224	98,256	
(説明) 林業技術センターの管理運営に要する経費(給与改定に伴う補正)									

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 山林基本財産特別会計	115	0	115	0	125,317	125,432	140,345	124,062
(款) 農林水産業費	115	0	115	0	51,763	51,878	68,030	53,830
(項) 林業費	115	0	115	0	51,763	51,878	68,030	53,830
(目) 基本財産造成費	115	0	115	0	51,763	51,878	68,030	53,830
(事項) 県有林造成事業費	115	0	115	0	51,763	51,878	68,030	53,830
		財産収入	115					

(説明) 県有林の造成管理に要する経費(給与改定に伴う補正)

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 拡大造林事業特別会計	734	0	734	0	208,832	209,566	214,698	121,932
(款) 農林水産業費	734	0	734	0	162,316	163,050	159,437	68,671
(項) 林業費	734	0	734	0	162,316	163,050	159,437	68,671
(目) 拡大造林事業費	734	0	734	0	162,316	163,050	159,437	68,671
(事項) 県行造林造成事業費	734	0	734	0	162,316	163,050	159,437	68,671
		財産収入	734					

(説明) 県行造林の造成管理に要する経費(給与改定に伴う補正)



会 計	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
山村・木材振興課	1,334	0	0	1,334	4,184,458	4,185,792	4,980,584	4,721,886
一般会計	1,334	0	0	1,334	3,282,626	3,283,960	4,077,716	3,814,741
特別会計	0	0	0	0	901,832	901,832	902,868	907,145
林業改善資金特別会計	0	0	0	0	901,832	901,832	902,868	907,145

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	1,334	0	0	1,334	3,282,626	3,283,960	4,077,716	3,814,741
(款) 農林水産業費	1,334	0	0	1,334	3,282,626	3,283,960	4,077,716	3,814,741
(項) 林業費	1,334	0	0	1,334	3,282,626	3,283,960	4,077,716	3,814,741
(目) 林業振興指導費	1,334	0	0	1,334	3,282,626	3,283,960	4,077,716	3,814,741
(事項) 林業・木材産業構造改革事業費	152	0	0	152	549,250	549,402	1,150,681	935,613
(説明) 林業の発展、山村の振興及び林産物の循環利用推進のため、生産基盤の充実及び資本装備の高度化等の事業に要する経費（給与改定に伴う補正）								
(事項) 木材利用技術センター運営事業費	1,182	0	0	1,182	84,963	86,145	83,966	80,127
(説明) 木材利用技術センターの試験研究に要する経費（給与改定に伴う補正）								

# 1 議案（特別議案 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例）

## 【議案第6号】 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

自然環境課

### 1 改正の理由

- (1) 森林法の改正に伴い、本条例において関係規定を改正する。
- (2) 住民の利便性の向上及び事務処理の効率化等の観点から、知事の権限に属する事務について、地方自治法に基づく事務処理特例制度を活用して、取扱を希望する市町村に権限を移譲する。

### 2 改正の内容

- (1) 森林法の改正に伴い、本条例において関係規定を改正する。（関係規定の文言修正）
- (2) 森林法、森林法施行令及び森林法施行規則に基づく保安林の指定等に関する事務を美郷町に権限移譲する。（市町村及び移譲事務の追加）

### 3 施行期日

令和6年4月1日



1 議案（特別議案 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例）

## 4 新旧対照表

【議案第6号】

### 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	務	市	町 村
[略]		[略]	
6	森林法（昭和26年法律第249号）による次の事務 (1)～(6) [略] (7) 第30条の2第1項（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による告示、掲示及び通知（(1)、(3)、(4)及び(15)の事務に係るものに限る。）に関すること。 (8)～(36) [略]	都城市及び日南市	
6	森林法（昭和26年法律第249号）による次の事務 (1)～(6) [略] (7) 第30条の2第1項（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による告示、掲示、 <u>閲覧</u> 及び通知（(1)、(3)、(4)及び(15)の事務に係るものに限る。）に関すること。 (8)～(36) [略]	都城市及び日南市	
6の2	<u>森林法による次の事務</u> (1) 第25条の2第1項の規定による指定（ <u>指定する地域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。</u> ）に関すること。 (2) 第25条の2第2項の規定による指定（ <u>指定する地域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。</u> ）に関すること。		美郷町

1 議案（特別議案 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例）

たるものを除く。）に関すること。

(3) 第25条の2第3項（第26条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による諮問（(1)、(2)、(4)及び(5)の事務に係るものに限る。）に関すること。

(4) 第26条の2第1項の規定による指定の解除（(1)及び(2)の事務に係るものに限る。）に関すること。

(5) 第26条の2第2項の規定による指定の解除（(1)及び(2)の事務に係るものに限る。）に関すること。

(6) 第26条の2第4項の規定による協議及び同意に関すること。

(7) 第27条第1項の規定による申請の受理（(1)、(2)、(4)及び(5)の事務に係るものに限る。）に関すること。

(8) 第27条第2項（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理（申請する地域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）に関すること。

(9) 第27条第3項（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による意見書の作成及び進達に関すること。

1 議案（特別議案 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例）

(10) 第27条第3項ただし書（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による申請の却下に関すること。

(11) 第29条（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理（通知に係る地域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）に関すること。

(12) 第30条（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による告示、掲示、閲覧及び通知に関すること。

(13) 第30条の2第1項（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による告示、掲示、閲覧及び通知（（1）、（2）、（4）、（5）及び(23)の事務に係るものに限る。）に関すること。

(14) 第30条の2第2項（第33条の3において準用する場合を含む。）において準用する第30条後段の規定による通知（（1）、（2）、（4）、（5）及び(23)の事務に係るものに限る。）に関すること。

(15) 第31条の規定による行為の制限（（1）及び(2)の事務に係るものに限る。）に関すること。

1 議案（特別議案 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例）

(16) 第32条第1項（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理（(12)及び(13)の事務に係るものに限る。）に関すること。

(17) 第32条第2項（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取及び意見書の写しの送付に関すること

(18) 第32条第3項（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による通知及び公示に関すること。

(19) 第33条第1項（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理（通知に係る地域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）に関すること

(20) 第33条第3項（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による通知に関すること。

(21) 第33条第6項（第33条の3において準用する場合を含む。）において準用する第33条第1項の規定による告示（(1)、(2)、(4)、(5)及び(23)の事務に係るものに

1 議案（特別議案 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例）

限る。）に関すること。

(22) 第33条第6項（第33条の3において準用する場合を含む。）において準用する第33条第3項の規定による通知（（1）、（2）、（4）、（5）及び(23)の事務に係るものに限る。）に関すること。

(23) 第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更（（1）及び(2)の事務に係るものに限る。）に関すること。

(24) 第33条の2第2項の規定による申請の受理（(23)の事務に係るものに限る。）に関すること。

(25) 第34条第1項の規定による許可に関すること。

(26) 第34条第2項の規定による許可に関すること。

(27) 第34条第6項の規定による条件の付加に関すること。

(28) 第34条第8項の規定による届出の受理に関すること。

(29) 第34条第9項の規定による届出の受理に関すること。

(30) 第34条の2第1項の規定による届出の

1 議案（特別議案 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例）

受理に関すること。

(31) 第34条の2第2項（第34条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の命令に関すること。

(32) 第34条の3第1項の規定による届出の受理に関すること。

(33) 第35条の規定による損失の補償に関すること。

(34) 第36条第1項の規定による負担の決定に関すること。

(35) 第36条第2項の規定による通知に関すること。

(36) 第36条第3項の規定による督促に関すること。

(37) 第36条第4項の規定による徴収に関すること。

(38) 第38条第1項の規定による伐採の中止又は必要な行為の命令に関すること。

(39) 第38条第2項の規定による行為の中止又は必要な行為の命令に関すること。

(40) 第38条第3項の規定による必要な行為の命令に関すること。

(41) 第38条第4項の規定による植栽の命令

1 議案（特別議案 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例）

	<p><u>に關すること。</u></p> <p>(42) <u>第39条第1項の規定による標識の設置に關すること。</u></p> <p>(43) <u>第39条の2第1項の規定による保安林台帳の調製及び保管に關すること。</u></p> <p>(44) <u>第39条の2第2項の規定による保安林台帳の閲覧に關すること。</u></p>	
<u>6の2</u> [略]	<u>6の3</u> [略]	
	<u>6の4</u> 森林法施行令第4条の2第5項の規定による通知に關する事務	美郷町
<u>6の3</u> [略]	<u>6の5</u> [略]	
	<u>6の6</u> 森林法施行規則による次の事務	美郷町
	(1) <u>第60条第1項第5号から第9号までの規定による届出の受理に關すること。</u>	
	(2) <u>第63条第1項第3号及び第4号の規定による届出の受理に關すること。</u>	
<u>6の4・6の5</u> [略]	<u>6の7・6の8</u> [略]	
[略]	[略]	

# 1 議案（特別議案 議案第17号 公の施設（宮崎県林業技術センター）の指定管理者の指定について）

## 【議案第17号】 公の施設の指定管理者の指定（宮崎県林業技術センター）

森林経営課

### 1 施設の概要

- 施設名 宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。）
- 設置目的 林業技術センター内における林業に関する知識及び技術の修得施設並びに森とのふれあいの場を提供するための施設
- 現指定管理者 公益社団法人宮崎県森林林業協会
- 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

### 2 次期指定管理候補者

公益社団法人宮崎県森林林業協会 会長 星原 透

宮崎市別府町3番1号

職員数 16人（嘱託含む）

- 事業内容
- ① 森林環境の育成、保全のため適正な森林整備に関する事業
  - ② 県産材の利用促進・需要拡大及び普及啓発に関する事業
  - ③ 森林環境を活用した県民の保養・レクリエーション及び森林環境学習の推進に関する事業
  - ④ 森林・林業・木材に関する最新情報を収集・提供し、県民に啓発活動を行う事業
  - ⑤ その他協会の目的を達成するために必要な事業

### 3 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）



# 1 議案（特別議案 議案第17号 公の施設（宮崎県林業技術センター）の指定管理者の指定について）

## 4 選定概要

### (1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和5年7月6日から令和5年9月7日まで
- ② 申請者 公益社団法人宮崎県森林林業協会

### (2) 指定管理候補者の審査方法

#### ① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

#### ② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	遠山 喜一郎（税理士）
委員	高木 正博（宮崎大学農学部教授）
	黒田 仁志（一般社団法人美郷町観光協会代表理事）
	川上 和枝（森林環境税活用検討委員会委員）
	笹岡 康則（森林環境教育推進員）

#### ③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	環境森林部長
副議長	環境森林部次長（総括）
委員	環境森林部次長（技術担当）
	環境森林課長
	森林経営課長
	森林経営課森林管理推進室長
	森林経営課行政改革推進室長

# 1 議案（特別議案 議案第17号 公の施設（宮崎県林業技術センター）の指定管理者の指定について）

## ④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	管理運営の基本方針	10
	県が示した管理運営基準に対する理解及び対応（個人情報保護への対応、情報公開への対応等）	
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する対応（利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映等）	34
	利用者増への取組に関する対応	
	具体的な管理運営方法	
	施設の維持管理計画	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	主催事業の企画内容等	
	利用者に対する森林・林業に関する普及啓発等	
経費の縮減等	指定管理料の提案額	10
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方	
事業計画を着実に実施するための管理運営能力	職員の能力育成	40
	人員等の必要な体制の確保	
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（法人又は団体の経営状況等）	
	過去の類似事業の実績、評価	
	安全管理及び緊急時の体制、対応	
	事業計画及び収支計画の具体性、実現可能性	
地域への貢献等	環境保全への対応	6
	地域経済への配慮	
	障がい者の就労支援への対応	
合計		100

# 1 議案（特別議案 議案第17号 公の施設（宮崎県林業技術センター）の指定管理者の指定について）

## （3）審査結果及び選定理由

### ① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点））以上である。

公益社団法人宮崎県森林林業協会：386.4点

### ② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点））以上である。

公益社団法人宮崎県森林林業協会：75.4点

### ③ 選定理由

ア 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果最低基準点以上であること。

イ 事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

ウ 事業計画において、施設の利活用促進に向けた具体的な提案がなされており、実現可能性が高いこと。

## 5 指定管理候補者からの提案内容

### （1）指定管理料

（単位：千円）

項目	年額	指定期間（5年）計
指定管理料提案額	31,470	157,350
基準価格 （提案額との差）	31,487 (+17)	157,435 (+85)
今期の指定管理料 （提案額との差）	30,400 (-1,070)	注1 91,200 注2 (-66,150)

注1：今期（3年）の指定管理料

注2：今期（3年）の指定管理料－次期（5年）の指定管理料

### （参考）利用料金収入

（単位：千円）

項目	年額	指定期間（5年）計
利用料金収入 提案額	令和6年度 589	3,055
	令和7年度 600	
	令和8年度 611	
	令和9年度 622	
	令和10年度 633	
利用料金収入 （提案額との差）	473	2,365 (-690)
	(令和6年度 -116)	
	(令和7年度 -127)	
	(令和8年度 -138)	
	(令和9年度 -149)	
	(令和10年度 -160)	

1 議案（特別議案 議案第17号 公の施設（宮崎県林業技術センター）の指定管理者の指定について）

(2) 収支計画

(単位：千円)

内 容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収 入(a)	35,855	35,903	35,951	35,999	36,047
指定管理料	31,470	31,470	31,470	31,470	31,470
利用料金	589	600	611	622	633
食事代	2,559	2,584	2,609	2,634	2,659
研修材料代	960	970	980	990	1,000
クリーニング代	127	129	131	133	135
雑収入	150	150	150	150	150
支 出(b)	35,855	35,903	35,951	35,999	36,047
人件費	24,907	24,927	24,947	24,967	24,987
報償費	203	203	203	203	203
旅費	141	141	141	141	141
需用費	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607
役務費	606	606	606	606	606
委託料	40	40	40	40	40
使用料及び賃借料	850	850	850	850	850
その他	2,897	2,915	2,936	2,958	2,979
租税公課	2,546	2,551	2,552	2,553	2,554
県への利用料金納付額	58	63	69	74	80
収支差額(a-b)	0	0	0	0	0

## 1 議案（特別議案 議案第17号 公の施設（宮崎県林業技術センター）の指定管理者の指定について）

### （3）県民サービスの向上等

- ① 施設利用の増加を図るため、ホームページや新聞、テレビ、ラジオなど多様な媒体を活用した積極的な広報活動の展開
- ② 森の科学館の窓口アンケート用紙と回収箱を設置し、利用者からの感想や意見を収集するとともに、電話やファックス及び電子メール等による幅広い意見や要望の把握
- ③ 県の管理規則で毎週月曜日となっている森の科学館の閉館日を、第1、第3月曜日（ただし、当該日が祝日の場合はその翌日）及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除いて開館することによる、利用者の増加と利便性の向上
- ④ これまでの主催事業等で得られた経験と参加者からの意見・要望等を踏まえ、研修内容の充実や実施時期の見直し等を行うとともに、参加者ニーズに応えられるよう多様で楽しいプログラムを準備したり、参加者が知識を深め、充実した体験をして満足できるように運営
- ⑤ 中高生を対象に森林体験プログラムを作成し、森林林業学習を取り入れた宿泊研修や、みやざき林業大学校長長期課程受講生の昼食提供等による研修寮の利用拡大

【議案第18号】

## 公の施設の指定管理者の指定（宮崎県川南遊学の森）

環境森林課

### 1 施設の概要

- 施設名 宮崎県川南遊学の森
- 設置目的 県民の森林に関する知識及び技術の修得並びに森とのふれあいの場を提供するための施設
- 現指定管理者 公益社団法人宮崎県緑化推進機構
- 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

### 2 次期指定管理候補者

公益社団法人宮崎県緑化推進機構 理事長 目黒 貞利  
宮崎市宮田町10番28号  
職員数 6人（非常勤職員1人含む）

- 事業内容
- ① 緑の募金の推進及び緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第6条に規定する森林整備等に関する事業
  - ② 緑化及び森林整備の推進に関する事業
  - ③ 緑化思想の普及啓発に関する事業
  - ④ みどりの少年団の育成に関する事業
  - ⑤ 森林ボランティアの育成に関する事業
  - ⑥ 企業・NPO等多様な主体による森林づくりに関する事業
  - ⑦ 自然体験及び森林環境教育に関する事業
  - ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 3 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

# 1 議案（特別議案 議案第18号 公の施設（宮崎県川南遊学の森）の指定管理者の指定について）

## 4 選定概要

### (1) 公募の状況

- ①募集期間 令和5年7月6日から令和5年9月7日まで
- ②申請者 公益社団法人宮崎県緑化推進機構

### (2) 指定管理候補者の審査方法

#### ① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

#### ② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	遠山 喜一郎（税理士）
委員	高木 正博（宮崎大学農学部教授）
	黒田 仁志（一般社団法人美郷町観光協会代表理事）
	川上 和枝（森林環境税活用委員会委員）
	笹岡 康則（森林環境教育推進員）

#### ③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	環境森林部長
副議長	環境森林部次長（総括）
委員	環境森林部次長（技術担当）
	環境森林課長
	森林経営課長
	森林経営課森林管理推進室長
	人事課行政改革推進室長

# 1 議案（特別議案 議案第18号 公の施設（宮崎県川南遊学の森）の指定管理者の指定について）

## ④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	管理運営の基本方針	10
	県が示した管理運営基準に対する理解及び対応（情報公開への対応・個人情報保護、業務遂行基準の理解等）	
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する対応（利用者の満足度把握や苦情・要望対応等）	34
	利用者増への取組に関する対応	
	具体的な管理運営方法	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設の維持管理計画	
	主催事業の企画内容等	
	利用者に対する森林・林業に関する普及啓発等	
経費の縮減等	指定管理料の提案額	10
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方	
事業計画を着実に実施するための管理運営能力	人員等の必要な体制の確保	40
	職員の能力育成	
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（法人又は団体の経営状況等）	
	過去の類似事業の実績、評価	
	安全管理及び緊急時の体制、対応	
	事業計画及び収支計画の具体性、実現可能性	
地域への貢献等	環境保全への対応	6
	地域経済への配慮	
	障がい者の就労支援への対応	
合計		100



# 1 議案（特別議案 議案第18号 公の施設（宮崎県川南遊学の森）の指定管理者の指定について）

## （3）審査結果及び選定理由

### ① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点））以上である。

公益社団法人宮崎県緑化推進機構：350.0点

### ② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点））以上である。

公益社団法人宮崎県緑化推進機構：71.2点

### ③ 選定理由

ア 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果最低基準点以上であること。

イ 事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

ウ 事業計画において、施設の利活用促進に向けた具体的な提案がなされており、実現可能性が高いこと。

## 5 指定管理候補者からの提案内容

### （1）指定管理料

（単位：千円）

項目	年額	指定期間（5年）計
指定管理料提案額	7, 165	35, 825
基準価格 （提案額との差）	7, 165 (0)	35, 825 (0)
今期の指定管理料 （提案額との差）	6, 962 (-203)	注1 20, 886 注2 (-14, 939)

注1：今期（3年）の指定管理料

注2：今期（3年）の指定管理料－次期（5年）の指定管理料

1 議案（特別議案 議案第18号 公の施設（宮崎県川南遊学の森）の指定管理者の指定について）

(2) 収支計画

(単位：千円)

内 容		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収 入(a)		7,165	7,165	7,165	7,165	7,165
	指定管理料	7,165	7,165	7,165	7,165	7,165
支 出(b)		7,165	7,165	7,165	7,165	7,165
	人件費	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
	報償費	216	216	216	216	216
	旅費	102	102	102	102	102
	需用費	518	518	518	518	518
	役務費	539	539	539	539	539
	使用料及び賃借料	140	140	140	140	140
	保険料	69	69	69	69	69
	委託費	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498
	その他管理費	283	283	283	283	283
収支差額(a-b)		0	0	0	0	0

## 1 議案（特別議案 議案第18号 公の施設（宮崎県川南遊学の森）の指定管理者の指定について）

### （3）県民サービスの向上等

- ① 施設に設置した意見箱や主催講座の参加者に対するアンケート調査、講師や一般来場者からの聞き取りによる利用者ニーズの把握。
- ② 川南遊学の森専用のホームページや、県内の教育関係施設等へのチラシ配布などの積極的な広報活動、利用許可申請書の簡便化。
- ③ 降雨時でもイベントができる丸太小屋の設置、引水施設の整備、樹銘板の設置などの施設内容の充実。
- ④ 職員の接遇の向上。
- ⑤ 利用者の安全を確保するための巡視員による巡回。
- ⑥ トラブル・苦情への適切な対応。

1 議案（特別議案 議案第19号 公の施設（宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森）の指定管理者の指定について）

【議案第19号】  
公の施設の指定管理者の指定（宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森）

森林経営課  
森林管理推進室

1 施設の概要

- 施設名 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森
- 設置目的 森林レクリエーション・保健休養及び森林・林業とのふれあいの場を提供するための施設
- 現指定管理者 公益社団法人宮崎県森林林業協会
- 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

2 次期指定管理候補者

公益社団法人宮崎県森林林業協会 会長 星原 透  
宮崎市別府町3番1号

従業員数 16人（嘱託含む）

- 事業内容
- ①森林環境の育成、保全のため適正な森林整備に関する事業
  - ②県産材の利用促進・需要拡大及び普及啓発に関する事業
  - ③森林環境を活用した県民の保養・レクリエーション及び森林環境学習の推進に関する事業
  - ④森林・林業・木材に関する最新情報を収集・提供し、県民に啓発活動を行う事業
  - ⑤その他協会の目的を達成するために必要な事業

3 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

# 1 議案（特別議案 議案第19号 公の施設（宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森）の指定管理者の指定について）

## 4 選定概要

### (1) 公募の状況

- ①募集期間 令和5年7月6日から令和5年9月7日まで
- ②申請者 公益社団法人宮崎県森林林業協会

### (2) 指定管理候補者の審査方法

#### ① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

#### ② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	遠山 喜一郎（税理士）
委員	高木 正博（宮崎大学農学部教授） 黒田 仁志（一般社団法人美郷町観光協会代表理事） 川上 和枝（宮崎県森林環境税活用検討委員会委員） 笹岡 康則（森林環境教育推進員）

#### ③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	環境森林部長
副議長	環境森林部次長（総括）
委員	環境森林部次長（技術担当） 環境森林課長 森林経営課長 森林経営課長 森林経営課長 森林管理推進室長 人事課行政改革推進室長

1 議案（特別議案 議案第19号 公の施設（宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森）の指定管理者の指定について）

④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	施設の管理運営に関する基本方針	10
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応（情報公開への対応・個人情報保護、業務遂行基準の理解等）	
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する対応 （利用者の満足度把握や苦情・要望対応等）	34
	利用者増への取組みに関する対応	
	具体的な管理運営方法	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設の維持管理計画	
	主催事業の企画内容等	
	利用者に対する森林・林業に関する普及啓発等	
経費の縮減等	指定管理料の提案額	14
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方	
事業計画を着実に実施するための管理運営能力	人員等の必要な体制の確保	36
	職員の能力育成	
	継続的に安定した運営が可能な財政基盤（法人又は団体の経営状況等）	
	過去の類似事業の実績、評価	
	安全管理及び緊急時の体制、対応	
	事業計画及び収支計画の具体性、実現可能性	
地域への貢献等	環境保全への対応	6
	地域経済への配慮	
	障がい者の就労支援への対応	
合計		100

1 議案（特別議案 議案第19号 公の施設（宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森）の指定管理者の指定について）

(3) 審査結果及び選定理由

① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点））以上である。

公益社団法人宮崎県森林林業協会：388.9点

② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点））以上である。  
公益社団法人宮崎県森林林業協会：81.3点

③ 選定理由

ア 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。

イ 事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

ウ 事業計画において、施設の利活用促進に向けた具体的な提案がなされており、実現可能性が高いこと。

5 指定管理候補者からの提案内容

(1) 指定管理料

(単位：千円)

項目	年額	指定期間（5年）計
指定管理料提案額	32,800	164,000
基準価格 (提案額との差)	32,882 (+82)	164,410 (+410)
今期の指定管理料 (提案額との差)	29,500 (-3,300)	※注1 88,500 ※注2 (-75,500)

※注1：今期（3年）の指定管理料

※注2：今期（3年）の指定管理料－次期（5年）の指定管理料

(参考) 利用料金収入

(単位：千円)

項目	年額	指定期間（5年）計
利用料金収入 提案額	令和6年度	32,400
	令和7年度	34,200
	令和8年度	36,000
	令和9年度	37,800
	令和10年度	39,600
		180,000
利用料金収入 (提案額との差)	(令和6年度)	-6,245
	(令和7年度)	-8,045
	(令和8年度)	-9,845
	(令和9年度)	-11,645
	(令和10年度)	-13,445
		130,775
		(-49,225)

1 議案（特別議案 議案第19号 公の施設（宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森）の指定管理者の指定について）

(2) 収支計画

(単位：千円)

内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収入 (a)	65,500	67,400	69,300	71,200	73,100
指定管理料	32,800	32,800	32,800	32,800	32,800
利用料金	32,400	34,200	36,000	37,800	39,600
雑収入	300	400	500	600	700
支出 (b)	65,500	67,400	69,300	71,200	73,100
人件費	30,030	30,530	31,030	31,530	32,030
報酬費	270	270	270	270	270
旅費	320	320	320	320	320
需用費	14,740	14,910	15,070	15,220	15,360
役務費	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490
点検費等	990	990	990	990	990
使用料及び賃借料	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
保険料	400	410	420	430	440
委託料	9,100	9,280	9,470	9,670	9,880
負担金	60	60	60	60	60
その他	250	250	250	250	250
租税公課	3,368	3,508	3,648	3,788	3,928
県への利用料金納入額	3,122	4,022	4,922	5,822	6,722
収支差額 (a-b)	0	0	0	0	0



### （3）県民サービスの向上等

- ① 県民ふれあいの森及びオートキャンプ場の通年営業
- ② 「SDGs（持続可能な開発目標）」の趣旨に賛同し、その目標達成に向けて、主催事業（サステナブルキャンプ等）等を通じて、利用者に対する森林環境学習等を実施
- ③ 施設の有効利用、利用者の増加及び地域の魅力向上のため、各団体（スポーツ団体、キャンプ用品店等）や地域と連携したイベント（フォレストマルシェ等）の開催
- ④ オートキャンプ場の各種割引料金の実施
- ⑤ オートキャンプ場が5つ星の認定を受けたことを契機とした県内外へのプロモーションの強化

1 議案（特別議案 議案第20号 公の施設（宮崎県諸県県有林共に学ぶ森）の指定管理者の指定について）

【議案第20号】  
公の施設の指定管理者の指定（宮崎県諸県県有林共に学ぶ森）

森林経営課  
森林管理推進室

1 施設の概要

- 施設名 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森
- 設置目的 森林とのふれあいの場の提供及び森林の機能及び林業の役割に関する研修を行うための施設
- 現指定管理者 公益社団法人宮崎県森林林業協会
- 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

2 次期指定管理候補者

公益社団法人宮崎県森林林業協会 会長 星原 透  
宮崎市別府町3番1号

従業員数 16人（嘱託含む）

- 事業内容
- ①森林環境の育成、保全のため適正な森林整備に関する事業
  - ②県産材の利用促進・需要拡大及び普及啓発に関する事業
  - ③森林環境を活用した県民の保養・レクリエーション及び森林環境学習の推進に関する事業
  - ④森林・林業・木材に関する最新情報を収集・提供し、県民に啓発活動を行う事業
  - ⑤その他協会の目的を達成するために必要な事業

3 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

1 議案（特別議案 議案第20号 公の施設（宮崎県諸県県有林共に学ぶ森）の指定管理者の指定について）

4 選定概要

(1) 公募の状況

- ①募集期間 令和5年7月6日から令和5年9月7日まで
- ②申請者 公益社団法人宮崎県森林林業協会

(2) 指定管理候補者の審査方法

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	遠山 喜一郎（税理士）
委員	高木 正博（宮崎大学農学部教授） 黒田 仁志（一般社団法人美郷町観光協会代表理事） 川上 和枝（宮崎県森林環境税活用検討委員会委員） 笹岡 康則（森林環境教育推進員）

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	環境森林部長
副議長	環境森林部次長（総括）
委員	環境森林部次長（技術担当） 環境森林課長 森林経営課長 森林経営課森林管理推進室長 人事課行政改革推進室長

1 議案（特別議案 議案第20号 公の施設（宮崎県諸県県有林共に学ぶ森）の指定管理者の指定について）

④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	施設の管理運営に関する基本方針	10
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応（情報公開への対応・個人情報保護、業務遂行基準の理解等）	
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する対応 （利用者の満足度把握や苦情・要望対応等）	34
	利用者増への取組みに関する対応	
	具体的な管理運営方法	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設の維持管理計画	
	主催事業の企画内容等	
	利用者に対する森林・林業に関する普及啓発等	
経費の縮減等	指定管理料の提案額	10
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方	
事業計画を着実に実施するための管理運営能力	人員等の必要な体制の確保	40
	職員の能力育成	
	継続的に安定した運営が可能な財政基盤（法人又は団体の経営状況等）	
	過去の類似事業の実績、評価	
	安全管理及び緊急時の体制、対応	
	事業計画及び収支計画の具体性、実現可能性	
地域への貢献等	環境保全への対応	6
	地域経済への配慮	
	障がい者の就労支援への対応	
合計		100

### （3）審査結果及び選定理由

#### ① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点））以上である。

公益社団法人宮崎県森林林業協会：364.3点

#### ② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点））以上である。

公益社団法人宮崎県森林林業協会：71.1点

#### ③ 選定理由

ア 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。

イ 事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

ウ 事業計画において、施設の利活用促進に向けた具体的な提案がなされており、実現可能性が高いこと。

## 5 指定管理候補者からの提案内容

（単位：千円）

### （1）指定管理料

項目	年額	指定期間（5年）計
指定管理料提案額	2, 8 6 5	1 4, 3 2 5
基準価格 （提案額との差）	2, 8 6 7 (+ 2)	1 4, 3 3 5 (+ 1 0)
今期の指定管理料 （提案額との差）	2, 7 7 0 (- 9 5)	※注1 8, 3 1 0 ※注2 (- 6, 0 1 5)

※注1：今期（3年）の指定管理料

※注2：今期（3年）の指定管理料－次期（5年）の指定管理料

1 議案（特別議案 議案第20号 公の施設（宮崎県諸県県有林共に学ぶ森）の指定管理者の指定について）

（2）収支計画

（単位：千円）

内容		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
収入 (a)		3,025	3,025	3,025	3,025	3,025
	指定管理料	2,865	2,865	2,865	2,865	2,865
	雑収入	160	160	160	160	160
支出 (b)		3,025	3,025	3,025	3,025	3,025
	人件費	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802
	報酬費	45	45	45	45	45
	旅費	30	30	30	30	30
	需用費	753	753	753	753	753
	役務費	88	88	88	88	88
	使用料及び賃借料	30	30	30	30	30
	委託料	87	87	87	87	87
	租税公課	190	190	190	190	190
収支差額 (a-b)		0	0	0	0	0

### （3）県民サービスの向上等

- ① 施設利用の増加を図るため、ホームページやマスメディアなど多様な媒体を活用した積極的な広報活動の展開
- ② これまでの主催事業等で得られた経験と参加者からの要望等を踏まえ、参加者ニーズに合わせた事業内容を行うとともに、豊かな森林環境を活かし、現地の様々な素材（草花、つる等）を使っての主催事業の開催（薬木・薬草教室等）
- ③ 「SDGs（持続可能な開発目標）」の趣旨に賛同し、その目標達成に向けて、利用者に対する森林環境学習等を実施